（削る）

（削る）

（削る）

(2)　保険医療機関に係る基準

①　外科、頭頸部外科、耳鼻咽喉科又は内分泌外科を標榜していること。

②　当直体制が整備されていること。

③　緊急手術体制が整備されていること。

④　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑤　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑥　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑦　当該療養について五例以上の症例を実施していること。

三十四　ＦＯＬＦＯＸ６単独療法における血中５－ＦＵ濃度モニタリング情報を用いた５－ＦＵ投与量の決定

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

大腸がん（七十歳以上の患者に係るものであって、切除が困難な進行性のもの又は術後に再発したものであり、かつステージⅣであると診断されたものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら外科又は腫瘍内科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　がん治療認定医（一般社団法人日本がん治療認定医機構が認定したものをいう。以下同じ。）又はがん薬物療法専門医であること。

③　ＦＯＬＦＯＸ療法について十例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　外科又は腫瘍内科を標榜していること。

②　薬剤師が配置されていること。

③　臨床検査技師が配置されていること。

④　当直体制が整備されていること。

⑤　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑥　倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

⑦　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑧　がん治療認定医又はがん薬物療法専門医の研修施設であること。

⑨　届出月から起算して六月が経過するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

⑩　当該療養を実施した結果について、当該療養を実施している他の保険医療機関と共有する体制が整備されていること。

三十五　削除

三十六　腹腔鏡下広汎子宮全摘術

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

子宮頸がん（ステージがⅠＡ２期、ＩＢ１期又はⅡＡ１期の患者に係るものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら産婦人科又は婦人科に従事していること。

②　産婦人科専門医であること。